

千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、安全で安心なまちづくりを促進するため、市町村が行う防犯カメラ等の設置及び防犯資機材等の整備に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「防犯カメラ等」とは、防犯カメラ及び防犯灯をいう。
- (2)「防犯カメラ」とは、専ら犯罪の予防を目的として公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所（以下「公道等」という。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (3)「防犯灯」とは、夜間における歩行者の安全の確保と犯罪の防止のために設置する照明灯をいう。
- (4)「自治会等」とは、自治会、商店街組合その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (5)「事業者」とは、県内に事業所を有する個人事業主又は法人登記若しくは商業登記をしている法人をいう。
- (6)「更新設置」とは、過去に設置した既設の防犯カメラを撤去し、再び整備することをいう。
- (7)「間接補助金」とは、市町村がこの要綱による補助金をその財源の一部として、自治会等及び事業者に交付する補助金をいう。
- (8)「自主防犯団体」とは、原則として5人以上の者で組織され、防犯パトロールなどの自主的な防犯活動を月1回以上行っている団体をいう。
- (9)「防犯資機材等」とは、防犯活動のために使用される資機材・装備品、青色回転灯装着車両（以下「青パト車両」という。）及び青パト車両に整備するドライブレコーダーをいう。

(補助金の対象事業等)

第3条 補助対象となる事業等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする市町村は、知事が定める期日までに、千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 別表1の事業

ア 防犯カメラ等の位置図（設置場所及び撮影範囲を示したもの）

イ 補助事業に係る歳入歳出予算書の写し又は予算措置に関する市町村長の
確約書

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 別表2の事業

ア 参考見積書又はこれに代わる書類

イ 補助事業に係る歳入歳出予算書の写し又は予算措置に関する市町村長の
確約書

ウ その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める
軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難と
なった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」と
いう。）については、常にその管理状況を明らかにすること。

(5) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を
もって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(6) 取得財産等を移設する必要がある場合又は破損する等により防犯の用に
供することができなくなった場合は、知事にその旨及びその後の対応について
報告すること。

(7) 補助事業の完了後、知事から要求のあったときは、取得財産等の現況について
報告すること。

(8) 前第4号から第7号に掲げる義務を負う期間は、補助事業の完了した日の
属する会計年度の終了後5年間とする。

(9) その他知事が必要と認める条件

(間接補助金に付すべき条件)

第6条 市町村は、自治会等又は事業者の間接補助金を交付するときは、前条に
掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは
「市町村長」と読み替えるものとする。

(承認申請)

第7条 市町村は、第5条第1号又は第2号の規定に該当するときは、あらかじめ千葉県防犯力強化緊急支援事業変更交付（中止・廃止）申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更することができる。

(間接補助金の支払)

第8条 市町村は、自治会等又は事業者から補助事業が完了した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、間接補助金を支払うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする市町村は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年1月31日のいずれか早い期日までに、千葉県防犯力強化緊急支援事業実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。なお、令和8年1月31日までに、同報告書を提出できない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 別表1の事業

- ア 補助事業に係る支出証拠書類の写し
- イ 防犯カメラ等設置後の現況写真
- ウ 防犯カメラによる撮影画像
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 別表2の事業

- ア 補助事業に係る支出証拠書類の写し
- イ 警察から交付された証明書の写し及び当該証明書に記載されている青パト車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証（自主防犯活動用自動車の記載があるものに限る。）の写し
- ウ 青パト車両の貸出に係る管理運用規程
- エ 青パト車両、ドライブレコーダー整備後の現況写真
- オ その他知事が必要と認める書類

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとする市町村は、千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金交付請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする市町村は、千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第12条 この要綱により補助金の交付を受けた市町村は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第21条第1項第5号の規定により知事が定める財産は、防犯カメラ及び青パト車両とする。

2 前項の財産について、規則第21条第1項各号列記以外の部分ただし書の規定により知事が定める期間は、防犯カメラは5年間とし、青パト車両は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(財産処分の承認の申請)

第14条 規則第21条本文に規定する知事の承認を受けようとする市町村は、千葉県防犯力強化緊急支援事業財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第15条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度に実施される事業に適用する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業	市町村が防犯カメラ等を設置する事業 (市町村が自治会等又は事業者に補助する場合を含む。)
補助対象者	市町村。ただし、千葉市は間接補助金のみを対象とする。
補助率	市町村が防犯カメラ等の設置又は自治会等並びに事業者への補助に要する経費の 2 分の 1。ただし、市町村の事業者への補助率が 2 分の 1 を超える場合は、当該補助率を 2 分の 1 とみなす。
補助上限額	防犯カメラは、新規設置 1 台当たり 20 万円、更新設置 1 台当たり 10 万円。防犯灯は、1 基当たり 5 万円。
端数処理	補助金額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
補助対象となる防犯カメラ	次に掲げる要件の全てに該当する防犯カメラとする。 (1) 犯罪の発生状況、通学路の有無等を勘案し、市町村が防犯対策を進める必要があると選定した箇所において、各市町村内に設置される防犯カメラであること。 (2) 当該市町村を管轄する警察署との協議を経て、防犯カメラの設置場所を選定していること。 (3) 市町村、自治会等又は事業者が設置する防犯カメラであること。 (4) 更新設置の場合は、前回設置が完了した日の属する会計年度終了後、5 年を経過していること。 (5) 撮影された映像のうち、公道等の画像面積が 2 分の 1 以上であること。
補助対象となる防犯灯	補助対象となる防犯カメラと併せて設置する防犯灯で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 市町村、自治会等又は事業者が設置するものであること。 (2) 防犯カメラと同一の支柱に設置する防犯灯であること。 (3) 防犯カメラの視認性を向上させる照度（夜間において人の行動を視認できる程度以上）を確保できるものであること。 (4) 防犯カメラの映像に光が入らないようにするため、カメラのレンズから、防犯灯の光源を 30 センチ以上離すこと。
補助対象経費	1 防犯カメラ等の購入及び取付工事に要する経費（防犯カメラの設置を明示するための看板経費を含み、モニターは除く。） 2 防犯カメラ等を購入によらず、賃借する場合の設置初年度内の賃借に要する経費

補助対象外経費	防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費、防犯カメラ等の維持管理に要する経費
その他の補助要件	1 防犯カメラ等の設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。 2 防犯カメラについて、次の項目を含む管理運用規程が運用開始の日までに定められていること。 (1) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 (2) 撮影している旨及び設置者の表示 (3) 記録した映像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法 (4) 記録した映像の利用及び提供の制限 (5) 苦情処理対応 (6) その他防犯カメラの運用に関すること

別表 2（第 3 条関係）

補助対象事業	市町村が防犯資機材等を整備する事業
補助対象経費	1 自主防犯団体がその活動のために使用する資機材・装備品を、市町村又は市町村に代わって防犯協会が整備する経費 2 市町村又は自主防犯団体が使用する青パト車両を、市町村又は市町村に代わって防犯協会が整備する経費（千葉市については、自主防犯団体が使用するものに限る。） 3 自主防犯団体が使用する青パト車両に、ドライブレコーダーを市町村又は市町村に代わって防犯協会が整備する経費 4 市町村又は防犯協会が所有する青パト車両に、ドライブレコーダーを整備する経費（千葉市が所有する青パト車両については、自主防犯団体に貸し出す目的のものに限る。）
補助対象者	市町村
補助率	市町村が防犯資機材等の整備に要する経費の 2 分の 1
補助上限額	2 0 0 万円
端数処理	補助金額に、1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

補助対象となる物品	資機材・装備品	ジャンパー、ベスト、帽子、腕章、タスキ、強力ライト（懐中電灯）、信号灯、マグネットシート、青色回転灯、拡声器、防犯ブザー、のぼり旗、その他知事が適当と認めるもの。
	青パト車両	青パト車両、車体の塗装、青色回転灯、車両用拡声器、車両用マグネットステッカー（団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを表示するもの）
	ドライブレコーダー	ドライブレコーダー、メモリーカード等の記録媒体（車両1台につき、予備は1枚）、車両用マグネットステッカー（ドライブレコーダーによる映像の撮影を表示するもの）
青パト車両の補助要件		1 県警察本部長から青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受け、陸運支局等にて、自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」との記載を得ること。 2 青パト車両を管理する者により、その使用状況を帳簿に整理し、保存すること。 3 自主防犯団体へ貸し出す場合は、貸出要領を定めていること。
ドライブレコーダーの補助要件		1 次に掲げる項目について、ドライブレコーダーを管理する者により管理運用規程が運用開始の日までに定められていること。 （1）管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 （2）撮影している旨及び設置者の表示 （3）記録した映像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法 （4）記録した映像の利用・提供の制限 （5）苦情処理対応 （6）その他ドライブレコーダーの運用に関すること 2 整備したドライブレコーダーは、青パト車両の自主防犯活動走行中、常時録画により運用すること。